

## 第9章 要配慮者・避難行動要支援者支援

### 第1節 対策の全体像

#### 1 本章における対策の基本的考え方

- ・災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供、避難のための情報伝達、避難支援、安否確認、個別避難計画(市では個別支援計画として整備する)作成等の規定が設けられたことに伴う、市体制の整備を図る。
- ・本計画における「要配慮者」、「避難行動要支援者」は、以下のとおり定義する。  
「要配慮者」…  
発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。  
「避難行動要支援者」…  
要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者。具体的には、清瀬市避難行動要支援者登録制度の対象者。

#### 2 現在の到達状況

- ・市では、安全・安心な地域づくりを目的として、避難行動要支援者登録制度を設けている。
- ・「清瀬市避難行動要支援者避難支援プラン」(全体計画)を策定している。
- ・「清瀬市避難行動要支援者個別避難支援プラン(個別計画)策定の手引き」の案の作成に関し、自主防災組織等との協議を進めている。
- ・救急情報シートを作成し、市民に周知し活用を推進している。
- ・「清瀬市福祉避難所開設運営の手引き」を作成している。

#### 3 課題

- ・避難行動要支援者に係る個別計画の策定の推進
- ・避難行動要支援者の正確な状況把握と名簿の作成等
- ・発災時における避難行動要支援者名簿の活用
- ・避難行動要支援者を支援する体制の構築
- ・要配慮者のニーズに合わせた避難所環境の整備

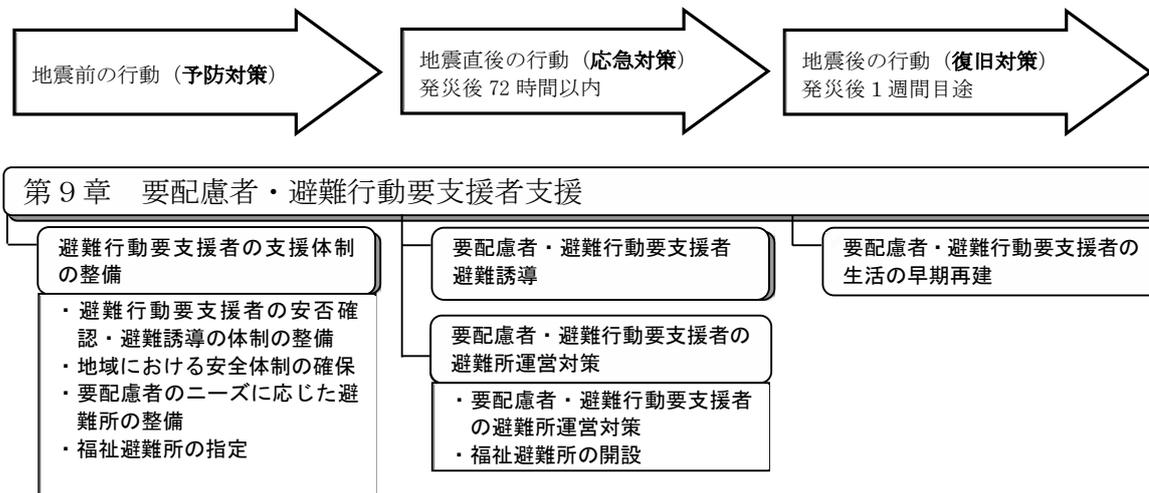
#### 4 対策の方向性

- ・避難行動要支援者登録制度対象者の内、優先順位の高い方の個別支援計画作成を各事業所に委託することにより、個別支援計画作成を推進
- ・避難行動要支援者登録制度及び関係部局等が把握している要介護者や障害者等の情報を活用した、避難行動要支援者の把握
- ・避難支援等関係者、自主防災組織への事前の名簿情報の提供
- ・福祉避難所の整備

5 到達目標

- ・避難行動要支援者の状況の正確な把握
- ・避難行動要支援者を支援する体制の構築
- ・福祉避難所に指定された施設整備と管理・運営体制の充実

6 具体的な取組一覧



## 第2節 予防対策

### 1 避難行動要支援者の支援体制の整備 《福祉総務課・東村山警察署・清瀬消防署・消防団》

災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供、避難のための情報伝達、避難支援、安否確認、個別避難計画(市では個別支援計画として整備する)作成等の規定が設けられた。これら法改正を含め、寝たきり等の高齢者、障害者などいわゆる避難行動要支援者といわれる方にとって、災害時に適切な防災行動をとることは、必ずしも容易なことではない。こうした避難行動要支援者に対して、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実などに努めることで、安全の確保を図る。

また、災害発生時に、より迅速かつ的確に避難行動要支援者の安否確認・避難誘導に対応できる体制を構築する。

そしてその後の避難所生活における避難行動要支援者のニーズに応じた対策を講じる。

#### (1) 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者の正確な状況把握と名簿の作成等</li> <li>○避難行動要支援者に対する「清瀬市避難行動要支援者避難支援プラン」(全体計画)及び「清瀬市避難行動要支援者個別避難支援プラン(個別計画)策定の手引き」の策定</li> <li>○発災時における避難行動要支援者名簿(以下、名簿と呼ぶ。)の活用</li> <li>○障害特性に応じた避難支援体制の整備</li> <li>○都と連携した避難行動要支援者に対する防災訓練の実施</li> <li>○福祉避難所の整備</li> <li>○福祉避難所の管理・運営マニュアルの作成</li> <li>○緊急通報システムの整備</li> <li>○避難行動要支援者の登録制度未登録者の内、介護度3以上や重度障害がある方に対し、避難行動要支援者登録制度と個別支援計画作成の案内を送付し日常からの安全対策を推進。</li> </ul>
清 瀬 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市及び団と連携して避難行動要支援者の把握と避難行動要支援者に対する防災訓練の実施</li> <li>○都や市が整備する緊急通報システム等を活用した、避難行動要支援者の情報収集及び安全確保</li> <li>○地域が一体となった協力体制</li> <li>○社会福祉施設等と地域の連携を促進</li> </ul>
消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市及び消防署と連携して避難行動要支援者の把握と避難行動要支援者に対する防災訓練の実施</li> </ul>

2 避難行動要支援者の支援体制の取組み

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導の体制の整備 《福祉総務課・障害福祉課・東村山警察署・清瀬消防署・消防団・民生児童委員・自主防災組織》

ア 市及び清瀬消防署、民生・児童委員、清瀬市高齢者ふれあいネットワーク協力員等は、協働して自主防災組織を中心とした避難行動要支援者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

イ 令和4年1月に都が改訂した「災害時要配慮者防災行動マニュアル作成のための指針(区市町村向け)」を参考に当市の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

ウ 清瀬市避難行動要支援者登録制度及び関係部局等が把握している要介護者や障害者等の情報を活用し、災害発生時に自力での避難が困難であったり、日常的に見守りなどが必要な避難行動要支援者の実情の把握と名簿作成(更新含む。)を行う。

清瀬市避難行動要支援者登録制度の対象者は、次のとおり。

- (ア) 75歳以上高齢者のみ世帯の方
- (イ) 介護保険制度要介護3～5の認定を受けている方
- (ウ) 身体障害者手帳1・2級の者若しくは第1種身体障害者に認定されている方
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- (オ) 愛の手帳1・2度の方
- (カ) 上記に準じる状態で災害時等に支援が必要と認められる方

【名簿の作成・更新要領等】

	対 策 内 容
名簿の作成 要領等	<p>○避難行動要支援者名簿には、以下の情報を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 氏名</li> <li>イ 生年月日</li> <li>ウ 性別</li> <li>エ 住所又は居所</li> <li>オ 電話番号その他の連絡先</li> <li>カ 避難支援等を必要とする事由</li> <li>キ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項</li> </ul> <p>○避難行動要支援者名簿は、「平常時」と「災害時」の2種類を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平常時」版は、清瀬市避難行動要支援者登録制度の対象者のうち、平常時から避難支援等関係者への名簿の提供について同意した者を掲載する。</li> <li>・「災害時」版は、清瀬市避難行動要支援者登録制度の対象者全員を掲載し、災害発生時に避難支援等関係者に提供する。</li> </ul> <p>○クラウド等でのデータ管理や都との連携などにより名簿のバックアップ体制を築いておく。また、停電時等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。</p> <p>○プライバシーを保護するために、名簿情報は適正に管理する。</p>
名簿の提供	<p>○作成された避難行動要支援者名簿は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。</p>

	<p>なお、避難支援等関係者は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 清瀬消防署</li> <li>イ 東村山警察署</li> <li>ウ 清瀬市民生・児童委員協議会</li> <li>エ 清瀬市社会福祉協議会</li> <li>オ 多摩小平保健所</li> <li>カ 自主防災組織(ただし、当該自主防災組織内の掲載者のみ)</li> <li>キ その他特に市長が認めた団体等</li> </ul>
<p>名簿の更新 要領等</p>	<p>○避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、次の要領で名簿情報を入手し、最新の状態を保つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに転入してきた要配慮者や、新たに要介護認定や障害者手帳を取得した者のうち、避難行動要支援者に該当する者を名簿に掲載するとともに、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。</li> <li>・転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、名簿から削除する。また、社会福祉施設等へ長期間の入所等をした場合は、名簿から削除する。</li> <li>・社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載等するなど、避難支援に切れ目が生じないように留意する。</li> </ul>
<p>名簿の 管理等</p>	<p>○名簿の保管方法について、名簿提出先団体に対して名簿の取扱いに関する協定の締結、誓約書の提出等を求め、名簿の適正管理及び個人情報保護を徹底できるよう個人情報の保護対策を行う。</p> <p>○情報漏えい防止に努めるため、市は、名簿の提供先に対し、守秘義務が課せられていることや、必要数以上の複製をしないこと等を指導し、個人情報の取扱いに関する研修を開催するよう努める。</p> <p>○名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適正な管理の徹底を図る。</p>

エ 要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

オ 避難行動要支援者に対する市全体の「清瀬市避難行動要支援者避難支援プラン」(全体計画)の策定や個々の避難行動要支援者に対する「清瀬市避難行動要支援者個別避難支援プラン(個別計画)策定の手引き」を策定し、障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、関係機関と連携した避難行動要支援者に対する震災対策訓練等を実施する。

カ 安否確認や避難支援、情報提供について、障害者団体等と連携して取り組む。

キ 緊急通報システムに加え、スマホを利用した制度(NE T119等)の活用を推進する。

ク 避難行動要支援者が、災害時や緊急時に周囲の人に援助を求めるための手段として、緊急連絡先や障害特性などを記載したヘルプカード等の整備を図る。

- ケ 避難準備情報等の災害に関する情報を提供する際には、要配慮者、避難行動要支援者に対して着実に情報を伝達するとともに、時間的余裕をもって避難のための立退きを行うことができるよう要配慮者に自主的な避難行動の開始を促す。
- コ 普段から避難行動要支援者名簿の作成等を通じて、要配慮者の把握に努めるとともに、要配慮者、避難行動要支援者に対し、防災マップや防災訓練等を通じて、災害に関する情報の住民等への伝達経路や伝達手段、情報の入手方法について周知を図る。
- サ 安否確認及び避難支援等を行う避難支援者(機関)等は、自身の安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援活動を行う。
- シ 「清瀬市避難行動要支援者個別避難支援プラン(個別計画)策定の手引き」に基づき作成する個別支援計画は、災害対策基本法による個別避難計画として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者(当該個別支援計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者)が同意した場合は、同法に基づいて避難支援等関係者に対して個別支援計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。
- ス 個別避難計画(市では個別支援計画として整備する)の作成は、対象者に位置付けてから概ね5年以内で完成させ、以降随時更新に努め、最新の状態に保つ。
- セ 個別支援計画は、避難行動要支援者の安否確認ができる者が作成することを原則とし、避難支援等関係者と連携しながら進める。
- ソ 避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を作成するにあたり、関係各部で把握している避難行動要支援者に関する情報を集約するとともに、市で把握していない必要な情報については、東京都や避難支援等関係者等に情報提供を求める。
- タ 市は、避難支援等関係者に避難行動要支援者及び個別支援計画の情報の適正な管理に努めるよう伝えるとともに、情報漏えいの防止のための適切な措置を講ずる。

## (2) 地域における安全体制の確保 《福祉総務課・清瀬消防署》

災害時において、避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動が取れるようにするため、次のような施策の推進を通じて自主防災組織や地域住民による協力、連携の体制を平常時から確立しておく。

### ア 緊急通報システムの整備

市は、平常時の福祉・救急対策事業として、慢性疾患等により日常生活を営む上で常時支援を要する65歳以上の一人暮らしの高齢者等や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に東京消防庁へ通報できるシステムの整備を進めてきたが、今後、一層の活用を図るよう努める。また、一人暮らしの高齢者等に対しては、近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制の充実を図る。

### イ 高齢者火災安全システムの整備

市は、65歳以上で、一人暮らし、または高齢者のみの世帯の方で、火の始末や火元の管理に注意を要する方を対象に、火災警報機、自動消火装置、電磁調理器、ガス安全システムの給付を実施してきたが、今後も一層の活用を図るよう努める。

ウ 日常の見守り体制の構築

清瀬市高齢者ふれあいネットワーク事業等を活用し、避難行動要支援者等に対して、日常的な見守り体制の構築を図る。

(3) 要配慮者のニーズに応じた避難所の整備 《福祉総務課・障害福祉課・子育て支援課》

(第2部 第8章 第2節2(2)「福祉避難所の指定・運営対策」参照)

(4) 福祉避難所の指定・運営対策 《福祉総務課・障害福祉課》

(第2部 第8章 第2節2(2)「福祉避難所の指定・運営対策」参照)

第3節 応急対策

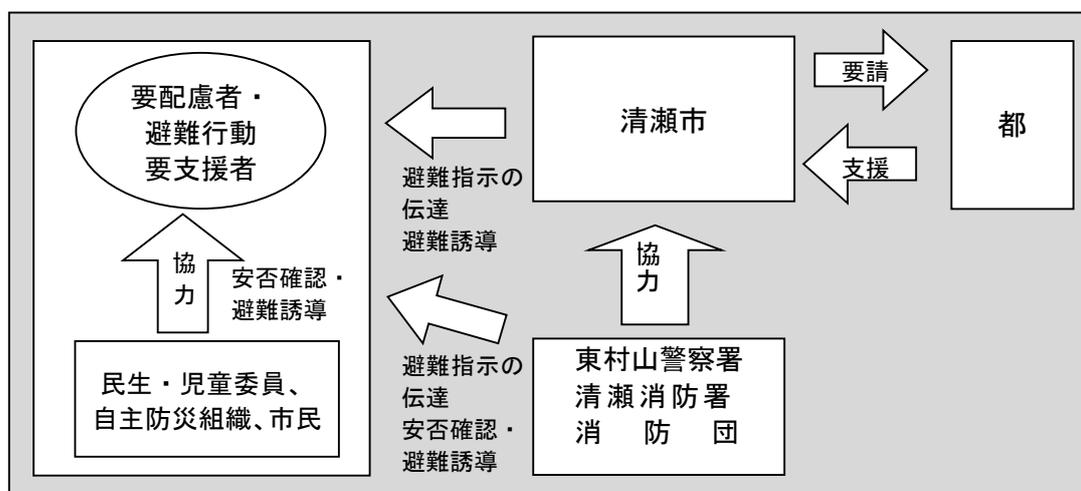
1 要配慮者・避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 《福祉・子ども部班・東村山警察署・消防団・民生児童委員・自主防災組織》

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○要配慮者・避難行動要支援者に関する情報収集及び多様な手段を用いた情報伝達
自主防災組織	○要配慮者・避難行動要支援者の避難支援
民生・児童委員	○要配慮者・避難行動要支援者の安否確認の実施
清瀬消防署	○特殊車両の確保等、要配慮者・避難行動要支援者の輸送体制の整備*
東村山警察署	※実施機関のうち、清瀬消防署は除く
消防団	

(2) 業務手順

【要配慮者・避難行動要支援者の安否確認・避難誘導】



(3) 取組み

高齢者や障害者等の要配慮者・避難行動要支援者については、「個別避難支援計画書」や避難行動要支援者名簿等を活用し、東村山警察署、清瀬消防署、消防団、市民の協力を得ながら適切に情報収集・伝達、避難支援及び安否確認等を行う。また、「清瀬市避難指示等の判断・伝達マニュアル」を活用した、適時適切な避難情報の伝達を図る。

2 要配慮者・避難行動要支援者の避難所運営対策 《福祉・子ども部班》

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所における要配慮者・避難行動要支援者への対応</li> <li>○要配慮者・避難行動要支援者の避難所運営対策</li> <li>○福祉避難所の開設</li> </ul>

(第2部 第8章 第3節2「避難所の管理運営」参照)

第4節 復旧対策

1 要配慮者・避難行動要支援者の生活の早期再建 《福祉総務課・介護保険課・障害福祉課・子育て支援課・生活福祉課》

震災後の要配慮者・避難行動要支援者の生活再建を迅速に実施するためには、被災した要配慮者・避難行動要支援者の居住環境を早期に復旧させることが重要となる。

(第2部 第14章 第4節「復旧対策」参照)